

京都府社会福祉施設等省エネ推進緊急対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、物価高騰が続く中、社会福祉施設等のコスト削減を推進し、利用者負担への影響を抑制するため、施設の省エネに資する空調・換気設備の更新等に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護サービス事業所等 介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定により指定を受けた通所介護及び通所リハビリテーション、同法第78条の2第1項の規定により指定を受けた地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、同条第4項の規定により指定を受けた複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、同法第86条第1項の規定により指定を受けた指定介護老人福祉施設、同法第94条の規定により許可を受けた介護老人保健施設、同法第107条の規定により許可を受けた介護医療院、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム並びに生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要綱（平成13年老発第192号厚生労働省老健局長通知別紙）により整備された生活支援ハウスをいう。
- (2) 障害者施設等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により指定を受けた療養介護、生活介護、短期入所（空床型を除く。）、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び共同生活援助、同法第38条第1項の規定により指定を受けた障害者支援施設、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により指定を受けた、児童発達支援及び放課後等デイサービス、同法第24条の9の規定により指定を受けた福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設をいう。
- (3) 保育所等 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園、同法第3条第1項の認定を受けた保育所、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する地域型保育事業を行う事業所及び児童福祉法第59条の2に規定する認可外保育施設をいう。
- (4) 児童養護施設等 児童福祉法第37条に規定する乳児院、同法第38条に規定する母子生活支援施設、同法第41条に規定する児童養護施設及び同法第43条の2に規定する児童心理治療施設をいう。
- (5) 里親等 児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4第1号及び第3号に規定する里親をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の区分及び内容、補助対象経費、補助率、補助金の交付の対象となる施設等（以下「補助対象施設等」という。）の区分及び要件、補助限度額並びに事業対象期間は、別表に定めるところとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体又は民間団体からの補助金、交付金その他の給付金の交付を受けて実施する事業については、補助金の対象としない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、対象施設等ごとに、補助対象経費に補助率を乗じて得た額と補助限度額のいずれか少ない額を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事前着手)

第5条 補助対象施設等を運営する者等は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合（当該事業に係る契約を締結した場合を含む。）は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に当該事業を実施しようとする場合（当該事業に係る契約を締結しようとする場合を含む。）において、別に定める事前着手届を知事に提出して、その承認を受けたときは、この限りでない。

(交付申請)

第6条 規則第5条第1項に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(補助事業の変更)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記第2号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第3号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなったとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに別記第4号様式による報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第5号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(地位の承継)

第11条 補助事業者の地位は、合併又は分割その他特別の理由がある場合に限り、承継することができる。

2 前項の規定により補助事業者の地位を承継しようとする者は、その事実を証する書面を添えて、別記第6号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(証拠書類の保管)

第12条 補助事業者は、補助事業の経理については、他の経理と明確に区分して帳簿及び全ての証拠書類を整備し、その収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効

用が増加した財産（以下「取得財産」という。）について、別記第7号様式による取得財産管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数とし、同条第2号に規定する知事が別に定める取得財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。
- 3 補助事業者は、前項に定める期間内において、処分を制限された取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ別記第8号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の規定により承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を府に納付させることができるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行し、令和4年6月23日以後に実施された事業に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年1月21日から施行し、令和7年12月18日以後に実施された事業に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年7月15日から施行し、令和7年12月18日以後に実施された事業に係る補助金から適用する。

別表

補助対象事業		補助対象経費	補助率	補助対象施設等		補助限度額 ※	事業対象期間
区分	内容			区分	要件		
社会福祉施設等の省エネに資するための次の各号に掲げる設備・機器の更新等		補助対象事業を実施するために必要な経費（消耗品費、備品購入費、工事請負費、既存設備の撤去費用、その他知事が必要と認める経費）（消費税及び地方消費税を除く。）	3／4以内	介護サービス事業所等	京都府内（京都市内を除く。）に所在し、サービスを提供し、介護報酬の請求を行う介護サービス事業所等（軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び生活支援ハウスにあっては、京都府内（京都市内を除く。）に所在し、サービスの提供を行う介護サービス事業所等）を運営する者	1 対象施設等につき 100 万円。 ただし、定員 30 名以上の対象施設等については、29 名を超える部分について、定員 1 名につき 3 万円を加算するものとする。 その場合においても 1 対象施設等につき 1,000 万円を限度とする。 なお、短期入所生活介護及び短期入所療養介護（いずれも空床型除く。）の定員は、対象施設等の定員に加えるものとする。	令和 7 年 12 月 18 日から令 和 9 年 1 月 31 日 まで
（1）空調設備の更新・新設	（1）施設に付帯する設備であり、更新前のものと比較し、年間消費電力量（kWh）が少ないものを対象とする。			障害者施設等	京都府内（京都市内を除く。）に所在し、サービスを提供し、障害福祉サービス等報酬の請求を行う障害者施設等を運営する者	1 対象施設等につき 100 万円。 定員 30 名以上の対象施設等については、29 名を超える部分について、定員 1 名につき 3 万円を加算するものとする。 その場合においても 1 対象施設等につき 1,000 万円を限度とする。 なお、短期入所（空床型除く。）の定員は、対象施設等の定員に加えるものとする。	
				保育所等	京都府内に所在する私立の保育所等を運営する者	1 対象施設等につき 100 万円。 定員 101 名以上の対象施設等については、100 名を超える部分について、定員 1 名につき 1 万円を加算するものとする。	
（2）換気設備の更新	（2）施設に付帯する設備であり、更新前のものと比較し、年間消費電力量（kWh）が少ないもの又は熱交換型の第一種換気設備の機能を備えた設備を対象とする。						
	（3）冷蔵庫の更新にあたり、更新前のものと比較し、年間						

(3) 冷蔵庫の更新 (4) 照明機器の更新 (5) デマンド制御装置等の新設	消費電力量 (kWh) が少ないものを対象とする。					とする。 その場合においても 1 対象施設等につき 400 万円を限度とする。	
	(4) 照明機器の更新にあたり、新たに LED 化するものを対象とする。			児童養護施設等	京都府内に所在する児童養護施設等を運営する者。 ただし、申請時において被措置児童のいない施設等及び京都市所管の施設等を除く。	1 対象施設等につき 100 万円。 定員 30 名以上の対象施設等については、29 名を超える部分について、定員 1 名につき 3 万円を加算するものとする。 その場合においても 1 対象施設等につき 1,000 万円を限度とする。	
	(5) 空調等の運用を調整し、年間消費電力量 (kWh) を制御するもの等を対象とする。			里親等	京都府内(京都市内を除く。)に所在する里親等	1 施設(世帯)あたり 10 万円	

※ 要件を満たす申請が予算額を超えた場合は、交付額の調整(減額)を行うことがある。